令和７年度以降　安倍川水系安倍川

砂利等の採取に関する規制計画について

中 部 地 方 整 備 局

静 岡 河 川 事 務 所

１．対象区間

種　別	河 川 名	起　　点	終　　点	延　　長
幹　川	安 倍 川	０．０km－２１０	２２．０km＋１９０	２２．７km
支　川	藁 科 川	０．０km	９．０km	８．９km
	計			３１．６km

２．規制の方針

（安倍川・藁科川）

安倍川は、静岡市の西側を流れる都市河川である。戦後の復興期から急成長を遂げた経済を背景にした建設ブームにより、上流からの供給土砂量を上回る大量の砂利採取が行われてきた。そのため、全川に渡り著しい河床低下をきたし河川管理施設、許可工作物等に一部障害が生じ河川の正常な機能が損なわれた。また、安倍川から海への土砂供給が減ったため静岡・清水海岸の侵食が進み汀線の後退が社会問題にまでなった。このため、安倍川における直轄管理区間での砂利採取は、昭和４３年４月をもって機械掘削を禁止するとともに、昭和４３年８月に0.0k から 17.0k 区間を河川砂利の用途規制河川に指定した。その後、直轄管理区間の河床低下は次第に回復し、近年では上昇傾向となっている。このため、平成１６年から機械掘削による砂利採取を可能とした。また、コンクリート骨材需要の減少と河床上昇等の状況を鑑み、令和２年３月に 0.0k から 17.0k 区間の河川砂利の用途規制の指定を解除した。

藁科川は、本川右岸５．５km付近に合流している支川である。静岡県管理当時からの改修工事の遅れ及び自然取水による農業用水施設の取り入れの影響等を考慮し砂利採取を認めていなかった。しかし、昭和４９年７月・８月の出水により、大量の土砂が流下し、河床への堆積が生じたことから、砂利採取は、平成３０年度まで河床変動の影響が少ない手拾い採取のみとして規制をしていたが、堆積した土砂の固定砂州化が進みつつあり、平成３１年度から機械掘削による砂利採取も可能とした。

また、平成３１年出水の堆積土砂の対応に伴い、令和２年３月３１日に「砂利等の採取に関する規制計画」を一部改定した。この一部改定において、安倍川における掘削は、「安倍川総合土砂管理計画」基づき、①高水敷整備等の治水工事、②海岸域での養浜工事、③骨材等への利用の優先順位（以下【「安倍川総合土砂管理計画」に基づく掘削土砂の優先順位】とする。）で実施することとし、「第２回　安倍川総合土砂管理計画フォローアップ委員会」（令和２年１月２８日開催）において、大規模出水のピーク流量時に堆積が生じても河川整備計画流量を計画高水位以下で流下可能な堆積分を考慮した河道に達するまでは、緊急掘削として掘削量の上限を年間４００千 m3 とした。

今回(令和７年度～令和９年度)の規制計画においても、引き続き、安倍川において掘削を進めていく必要があり、また、砂利採取事業者（民間）からの増量要望もあることから、「第３回　安倍川総合土砂管理計画フォローアップ委員会」（令和６年１２月１０日開催）において、「骨材

等への利用分」を年間１５０千㎥に上限を拡大することとした。ただし、採取の許可にあたっては海岸への供給土砂量の変化、農業用水の取水障害、橋脚の根入れ、護岸の被災状況等を十分把握しながら採取可能箇所を決定する。

１）直轄管理区間は、「安倍川総合土砂管理計画」に基づく掘削量達成に寄与するため、前規制計画に引き続き機械掘削による採取可能区域とする。

２）手拾いによる採取は河床変動への影響が少ないので、採取区域は保安区域を除く直轄管理区間河道内とする。

３）安倍川における掘削は、「安倍川総合土砂管理計画」に基づく掘削土砂の優先順位とする。

４）手拾いによる採取物は、原則として玉石、栗石、天然砂とし、玉石、栗石は手拾い、砂はスコップによる採取とする。

３．掘削基準河床及び掘削基準断面

（安倍川）

１）機械掘りによる掘削基準高

総合土砂管理計画に基づき旧計画河床高※＋平均０．５m以上とする。

２）機械掘りにおける掘削基準断面

採取にあたっては、偏流による堤防損傷の防止及び海岸への供給を促進するため、河道中央部の採取を標準とし、採取可能範囲の幅は総合土砂管理計画に基づき５０m以上２００m以下とする。

３）手拾いによる掘削基準高

総合土砂管理計画に基づき旧計画河床高※＋平均０．５m以上とする。

（藁科川）

旧計画河床高※＋平均０．５m以上とする。

※旧計画河床高＝安倍川水系工事実施基本計画の計画河床

安倍川掘削基準断面図（標準図）

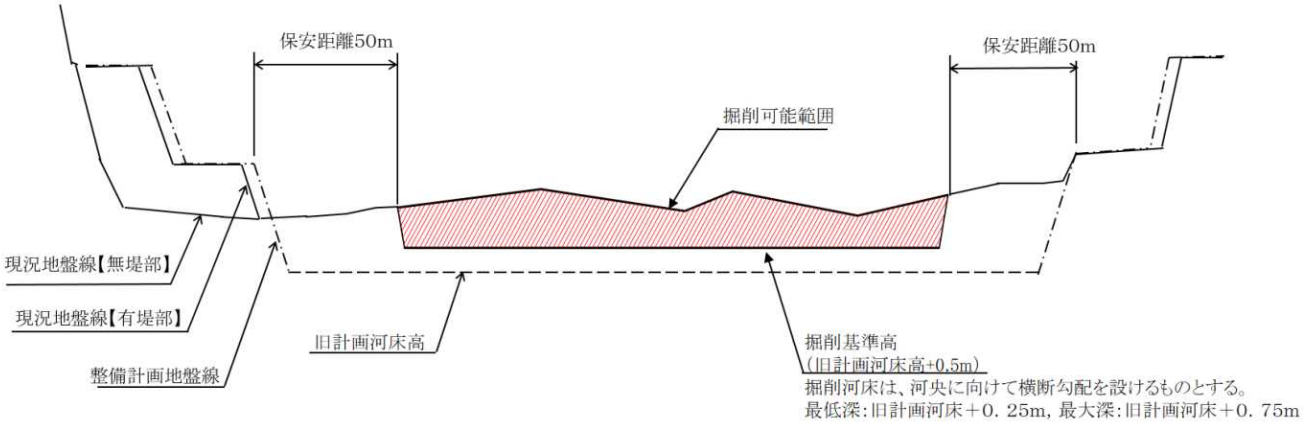

藁科川掘削基準断面図（標準図）

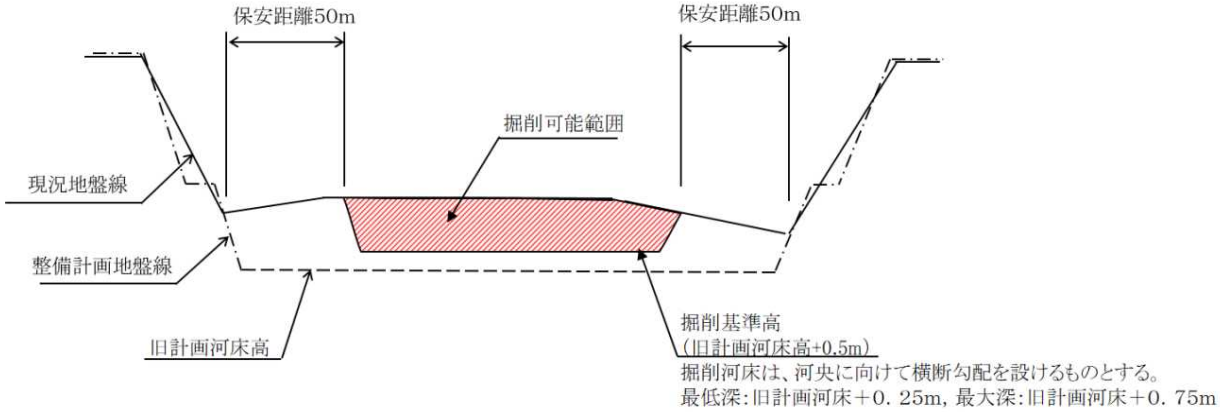

４．禁止区域等

（１）禁止区域

安倍川：な　し

藁科川：な　し

（２）保安区域

(安倍川)※

１）横断方向：　【有堤区間】計画低水路護岸の法肩から流心に向かって、左右岸とも５０ｍの区間とする。

【無堤区間】上下流の計画低水路護岸河岸の法肩を繋ぎ、流心に向かって、左右岸とも５０ｍの区間とする。

２）縦断方向：橋梁（鉄道橋梁含む）の上下流５０ｍの区間とする。

(藁科川)※

１）横断方向：堤防表法尻から流心部に向かって、左右岸とも５０ｍの区間とする。

２）縦断方向：橋梁の上下流５０ｍの区間とする。

※保安区域内に出水等で異常堆砂した土砂等により流下能力が不足している場合に限り、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

５．掘削可能量及び採取可能量

種　別	河 川 名	起 点 (km)	終 点 (km)	延 長 (km)	掘削可能量 (1,000 ㎥)	採取可能量 (1,000 ㎥)	摘　　要
幹　川	安 倍 川	0.0－210	22.0＋190	２２．７	５，６３３	４，１４１	
支　川	藁 科 川	0.0	9.0	８．９	６５９	６５９	
	計			３１．６	６，２９２	４，８００	

注１）採取可能量は、最新の河道断面において採取可能な量４，８００千 m3 を示している。「安倍川総合土砂管理計画」に基づく掘削土砂量の上限は年間約４００千 m3 としており、採取可能量の内数である。

６．年次計画

令和７年度から令和９年度までの３箇年計画とする。

<table>
<tr><th rowspan="3">河川名</th><th colspan="2" rowspan="2">区　　間</th><th colspan="15">年　　次　　別　　計　　画　　(1,000 ㎥)</th></tr>
<tr><th colspan="3">令和７年度</th><th colspan="3">令和８年度</th><th colspan="3">令和９年度</th><th colspan="3"></th><th colspan="3"></th><th colspan="3">計</th></tr>
<tr><th>起　点</th><th>終　点</th><th>許 可
予定量</th><th>採取可能量中
の許可予定量</th><th>流 下
予定量</th><th>許 可
予定量</th><th>採取可能量中
の許可予定量</th><th>流 下
予定量</th><th>許 可
予定量</th><th>採取可能量中
の許可予定量</th><th>流 下
予定量</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th>許 可
予定量</th><th>採取可能量中
の許可予定量</th><th>流 下
予定量</th></tr>
<tr><td>安倍川</td><td>k　m
0.0-210</td><td>k　m
22.0+190</td><td rowspan="2">150</td><td rowspan="2">150</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">150</td><td rowspan="2">150</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">150</td><td rowspan="2">150</td><td rowspan="2">－</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="2">450</td><td rowspan="2">450</td><td rowspan="2">－</td></tr>
<tr><td>藁科川</td><td>k
0.0</td><td>k
9.0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

注１）表中の「許可予定量」「採取可能量中の許可予定量」は、骨材等への利用分を指す。